

新発田市監査委員公表第1号

定期監査結果の公表について

令和7年度定期監査の結果を地方自治法第199条第9項の規定により、別紙のとおり公表する。

令和8年3月12日

新発田市監査委員 坂上 徳行

新発田市監査委員 中村 功

令和7年度定期監査結果

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定による定期監査を、新発田市監査基準に準拠して実施した。

1 監査の概要

(1) 監査を実施した者

監査委員 坂上 徳行

監査委員 板垣 功

監査委員 中村 功

なお、今年度の定期監査に際して、板垣功前監査委員は、令和7年6月25日まで関与し、中村功監査委員は、同年6月26日から関与した。

(2) 監査の種類

定期監査

(3) 監査の対象

① 監査の対象課、機関、局等

ア 市長の事務部局

みらい創造課、人権啓発課（隣保館含む）、税務課、環境衛生課、市民まちづくり支援課（公共交通推進室含む）、高齢福祉課、健康長寿アクティブ交流センター、こども課（こども家庭センター・こども発達相談室含む）、社会福祉課（ふれあい福祉センター含む）、農林水産課（有機資源センター含む）、地域整備課、維持管理課、建築課、財産管理課、下水道課

イ 教育委員会の事務部局

教育総務課、文化行政課、文化芸術振興室・市民文化会館、生涯学習課、生涯学習センター、新発田地区公民館、豊浦地区公民館

ウ 農業委員会事務局

エ 水道局

② 監査の対象範囲

ア 5月に実施した課等にあつては、令和6年度の財務及び事業管理に関する事務と令和5年度及び6年度の契約、補助金等及び指定管理者関係事務

イ 10月以降に実施した課等にあつては、令和7年度の監査実施日前までの財務及び事業管理に関する事務と令和6年度及び7年度の契約、補助金等及び指定管理者関係事務

(4) 監査の着眼点及び主な実施内容

市の財務に関する事務の執行、市の経営に係る事業の管理について、法令等に従い適正に処理されているかを主眼とし、経済性、効率性、有効性といった観点についても留意し、以下の着眼点により監査を実施した。

- ① 工事請負契約、業務委託契約及び賃貸借契約について、一連の事務手続が市契約規則等に基づき適正に行われているか。特に、随意契約で行われているものについては、随意契約の理由等が合理的なものであるか。
- ② 物品購入に際し、市契約規則等で定められた手続を遵守しているか。
- ③ 補助金について、交付申請及び実績報告などの手続が市補助金等交付規則等に基づき適正に行われ、かつ、交付決定の際に付した条件が遵守されているか。また、補助目的、補助金の額の算定及び交付時期は妥当であるか。
- ④ 指定管理者との年度協定の締結、委託料の支払い、実績報告等は、適正に行われているか。なお、指定管理者の指定後、最初の監査であるときは、一連の指定手続が法令等に基づき適正に行われているかどうかについても実施する。
- ⑤ 出勤簿、休暇整理簿、時間外（休日）勤務命令簿、週休日の振替簿・代休日指定簿及び出張命令簿が、正確に記載され、適正に処理されているか。また、時間外勤務手当、旅費の支給は適正であるか。
- ⑥ 公租公課、手数料、使用料等の歳入に係る算定、減免について、手続が条例等に基づき適正に行われているか。また、減免の理由は妥当であるか。
- ⑦ 現金（釣銭を含む。）の管理、保管は、適正に行われているか。また、収入金の指定金融機関等への振込み及び調定簿の消込みは、遅滞なく適正に行われているか。
- ⑧ 収入未済額の整理、不納欠損処分は、適正に行われているか。
- ⑨ 前回監査時における指摘事項について、是正又は改善されているか。

(5) 監査の実施場所

監査委員事務局

(6) 監査の実施期日

令和7年5月8日から令和8年1月22日まで

(7) 監査の方法

監査開始前に所属長から業務概要の説明を聴取し、あらかじめ提出された監査調書及び関係諸帳票類に基づき監査を行うとともに、必要に応じて関係職員からも説明を求めて実施した。

2 監査の結果

上記「監査の着眼点及び主な実施内容」の記載事項のとおり監査した限りにおいて、監査対象となった事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、行政の組織及び運営の合理化におおむね努めているものと認めたが、次に掲げるとおり、一部に是正、改善又は注意を要する事項があった。

今年度の定期監査は、とりわけ、前回の定期監査で指摘・注意・助言等をした事項が、是正・改善されているかを重点的に監査した。

監査対象25部署に対し12部署18件において、前回の定期監査で指摘・注意・助言等をした事項について、是正・改善がなされていなかった。

これは、指摘・注意・助言等の監査結果を、その後の業務遂行に反映させていないことが要因であると言わざるを得ない。

是正、改善又は注意を要する主な事項として、契約事務では、本来、一体として設計、発注すべき工事や業務委託契約などを、予定価格が新発田市契約規則第29条第1号の随意契約の限度額を超えないように設計し、分割して契約を締結している事例、執行予定額が契約検査課での入札となる案件にもかかわらず、担当課で契約を締結している事例、随意契約の適用条項が誤っているもの、一者随意契約の理由が不適切なもの、執行伺に記載すべき項目の不記載など、契約事務全般にわたり、適正を欠くものが確認された。また、補助金等交付事務でも補助要件の事実確認が不十分なもの、補助額を超過交付しているものなど、適正な審査に基づき交付したとはみなし難い事例が確認され、監査時に毎回指導しているが、一向に改善されていない。

なお、重要な是正事項については、各所属長に是正状況・是正方針の報告を求め、既に改善に向けた検討が進められている。特に、工事の分割契約については、担当部署に市民から納得の得られる統一した内部方針を整理するよう指示をした。

また、指摘までには至らない軽微な注意事項が、多数の部署において確認されている。

所属長は、この状況を踏まえ、周知するだけでなく、職場内研修を実施するなど、徹底した指導を行い、職員全体の資質向上を図ることを強く要望する。

各課等監査状況は次のとおり。

監 査 対 象	監 査 年 月 日	特 記 事 項
豊浦地区公民館	令和 7年 5月 8日	<ul style="list-style-type: none"> ① 工事契約事務について、2分割し一者随意契約により契約を締結しているものがあった。 ② 文書事務について、新発田市文書管理規程と異なる処理をしているものがあった。
健康長寿アクティ ブ交流センター	令和 7年 5月 12日	<ul style="list-style-type: none"> ① 委託契約について、関係規則等と異なる処理をしているものがあった。なお、このことは前回の定期監査時に注意したが是正されていなかった。 ② 工事契約事務について、2分割し一者随意契約により契約を締結しているものがあった。 ③ 補助金交付について、補助金等の交付決定が申請書の提出後、速やかに行われていなかった。 ④ 公務中に自損事故を起こしていた。
人 権 啓 発 課	令和 7年 5月 15日	<ul style="list-style-type: none"> ① 委託契約について、関係規則等と異なる処理をしているものがあった。なお、このことは前回の定期監査時に注意したが是正されていなかった。 ② 新発田市隣保館使用料の徴収に誤りがあった。 ③ 新発田市隣保館使用料の減免等について、減免手順が誤っていた。また、使用料を徴収しない団体の根拠が不明確であった。 ④ 新発田市隣保館使用申請について、条例等と異なる処理をしているものがあった。 ⑤ 新発田市隣保館に休暇整理簿が整備されていなかった。
維 持 管 理 課	令和 7年 10月 2日 ～ 3日	<ul style="list-style-type: none"> ① 作業委託契約について、本来、契約検査課において入札となる案件を、担当課で契約を締結しているものがあった。 ② 工事及び業務委託等について、分割し随意契約により契約を締結しているものがあった。なお、このことは以前の定期監査時に指摘したが是正されていなかった。 ③ 契約事務全般にわたり、適正を欠く事務が、今回に限らずこれまでの監査時にも多数みられた。 ④ 郵便切手の管理について、受払簿の数と切手等の実数が合わなかった。 ⑤ 公務中に交通違反、また物損事故を起こし賠償金の支払があった。なお、このことは前回の定期監査時に指摘したにもかかわらず是正されていなかった。

地域整備課	令和 7年10月 6日 ～ 7日	おおむね適正と認めた。
みらい創造課	令和 7年10月 9日 ～10日	① 補助金等交付事務について、補助要件の事実確認が十分とはいえないものがあった。 ② 寄附採納について、寄附の受領時における要件審査を怠っているものがあった。なお、このことは、前回の定期監査時に注意したにもかかわらず是正されていなかった。
高齢福祉課	令和 7年10月16日 ～17日	① 補助金等交付事務について、変更手続を行わず交付決定通知額を超過する実績報告の額で確定通知を行い超過交付しているものがあった。 ② 補助金等交付事務について、事業開始後に補助申請を提出しているものがあった。 ③ 委託契約について、執行伺を行っていないものや、執行伺に記載すべき項目がないものがあった。なお、このことは前回の定期監査時に指摘したにもかかわらず、是正されていなかった。
下水道課	令和 7年10月20日 ～21日	① 契約事務について、随意契約に係る条項が誤っていた。 ② 公務中に自損事故を起こし賠償金の支払があった。
市民まちづくり 支援課	令和 7年10月23日 ～24日	① 補助金等交付事務について、交付申請が事業実施前に提出されていなかった。 ② 補助金等交付事務について、実績報告が期限までに提出がなく、また、遅延した事実が認められているにもかかわらず、審査では「適正」としていた。 【①、②について】 補助金等の交付事務の適正化については、前回の定期監査で指摘したにもかかわらず是正されていなかった。 ③ 行政財産使用許可について、使用料の算定において、端数処理の手順が誤っていた。 ④ 寄附採納について、改正後の要綱に基づく事務処理を行っていなかった。
環境衛生課	令和 7年10月30日 ～31日	おおむね適正と認めた。

農業委員会事務局	令和 7年11月 4日	おおむね適正と認めた。
社会福祉課	令和 7年11月10日 ～11日	郵便切手等について、適正に管理されていなかった。
教育総務課	令和 7年11月13日 ～14日	① 工事契約について、分割し随意契約により契約を締結しているものがあった。 ② 契約事務全般にわたり、適正を欠く事務が、今回に限らずこれまでの監査時にも多数みられた。 ③ 補助金等交付事務について、交付申請書や実績報告書の審査不備にもかかわらず、交付決定、確定処理を行っていた。 ④ 補助金等交付事務について、交付申請書の審査遅延、実績報告書の審査不備があった。 ⑤ 公務中に交通事故や物損事故を起こしていた。
税務課	令和 7年11月17日 ～18日	おおむね適正と認めた。
水道局	令和 7年11月27日 ～28日	① 契約事務について、随意契約に係る条項が誤っていた。 ② 文書処理について、行政処分に関する公文書を委託先の職員が起案処理していたことの法的根拠が曖昧であった。 ③ 公用車運転者に対する酒気帯び有無の確認実施について、徹底されていなかった。 ④ 公務中の事故について、前回の定期監査時に注意したにもかかわらず物損事故を起こしていた。
財産管理課	令和 7年12月 1日	おおむね適正と認めた。
文化行政課	令和 7年12月 4日 ～ 5日	おおむね適正と認めた。
文化芸術振興室・市民文化会館	令和 7年12月 4日 ～5日	① 代休日について、職員申請システムで時間外勤務申請を行い、振替日を指定していた。前回の定期監査時に注意をしたにもかかわらず是正されていなかった。 ② 一度指定された代休日について、変更はできないにもかかわらず、変更を行って休暇を取得していた。代休日指定簿に基づいた代休の取得及び休日給の支給のいずれもないままとなっている。

こども課	令和 8年 1月 8日 ～ 9日	<p>① 契約事務について、執行伺のないものや執行伺に記載すべき項目の不記載や随意契約に係る適用条項が誤っていた。前回の定期監査で指摘したにもかかわらず是正されていなかった。</p> <p>② 寄附採納について、改正後の要綱に基づく事務処理を行ってなかった。また、寄附の受領時における要件審査を怠っているものがあつた。</p> <p>③ 公務中に物損事故を起こしていた。</p> <p>④ 運行日誌について、数多くの記入誤りがあつた。なお、このことは前回の定期監査時に注意したにもかかわらず是正されていなかった。</p> <p>⑤ 備品台帳について、記載の不備があつた。なお、このことは前回の定期監査時に注意したにもかかわらず是正されていなかった。</p>
生涯学習課	令和 8年 1月 15日 ～ 16日	<p>① コピー機及び印刷機使用料の徴収について、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日々の売上帳簿等の整備がされていなく適正に料金が管理されていなかった。 ・コピー機及び印刷機使用料金の金額の根拠が不明確であつた。 ・徴収したコピー機及び印刷機使用料金を全額払込みせず、現金の一部を残すことで、会計課から釣銭用現金を借用せず釣銭用の現金を賄っている事実が確認された。 <p>② 被服貸与簿について</p> <p>異動後の所属名が記入されていなかった。なお、このことは前回の定期監査時に指摘したにもかかわらず是正されていなかった。</p>
新発田地区公民館	令和 8年 1月 15日 ～ 16日	おおむね適正と認めた。
生涯学習センター	令和 8年 1月 15日 ～ 16日	おおむね適正と認めた。
農林水産課	令和 8年 1月 19日 ～ 20日	<p>① 契約事務全般にわたり適正を欠くものが多数みられた。なお、このことは前回の定期監査時に注意したにもかかわらず是正されていなかった。</p> <p>② 公務中の事故について、前回の定期監査時に指摘したにもかかわらず車両・物損事故を起こし賠償金の支払があつた。</p>
建築課	令和 8年 1月 22日	おおむね適正と認めた。